

ふるさと納税  
ふるさと納税を通じた観光産業の活性化



ふるさと納税を通じて多くの方から、勝山市へ温かい応援をいただいています。  
皆さまからのご支援は、時代とともに変わるべきもの、変わってはならないものを見極めて、勝山の自然や歴史、伝統文化を大事にしながら、下記の7つの事業に幅広く活用させていただきます。

ふるさと納税  
(2021年3月～2022年2月受入分)  
**4,166件**  
**8,202万4,500円**

- ◎ ジオパークを核にした観光産業の活性化
- ◎ 子育て環境日本一を目指して
- ◎ 障害のある人も安心して生活できるまちづくり
- ◎ 白山平泉寺など歴史遺産の保護保全
- ◎ 災害に強く安全で安心に暮らせるまちづくり
- ◎ 「繊維のまち勝山」の文化風土を後世に
- ◎ 豊かな農地の整備・活用

ガバメントクラウドファンディング  
**令和3年豪雪災害**  
**支援寄附金**

76件 323万8000円

令和3年1月上旬の大雪による被害に対し、市民生活を守るため各種支援に使わせていただきました。  
たくさんのご支援ありがとうございました。

ふるさと納税寄付者(抜粋・受付順)

お名前	都道府県	寄付金額
山川 凉子 様	-	-
皿澤 康孝 様	東京都	-
皿澤 朝子 様	東京都	-
山岸 吉則 様	-	-
龍 倫之助	東京都	-
佐野 幸男 様	東京都	5万円
多田 重信 様	東京都	-
中下 正巳 様	奈良県	-
皿澤 宏章 様	東京都	-
皿澤 千枝美 様	東京都	-
安居 早苗 様	京都府	30万円
吉田 数子 様	-	10万5千円
栃木 邦彦 様	東京都	8万円
西野 隆 様	石川県	5万円
森内 正登 様	神奈川県	-
川合 有 様	大阪府	12万6千円
柳原 慎也 様	大阪府	5万3千円
森内 俊司 様	神奈川県	-
細野 治 様	群馬県	20万円
武田 仁勇 様	石川県	-

※県の共同窓口を通じたご寄付を含みますが、ガバメントクラウドファンディングは含みません  
※公表を承諾された項目のみ掲載。紙面の都合上、5万円以上の方を紹介していますが、市公式ホームページに公表を承諾された全ての方のお名前を掲載しています



市HP

国民年金保険料の学生期間・産前産後期間の免除制度



【学生納付特例制度】

学生の方には、保険料の納付が猶予される制度があります。  
4月より令和4年度分(令和4年4月～令和5年3月分)の申請受け付けが始まります。  
※過去2年分(申請月の2年1か月前の月)までさかのぼって申請できます  
申請に必要な物▼マイナンバーが確認できる書類、身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)、学生証のコピー(有効期限記載面まで)または在学証明書(原本)

●令和3年度に学生納付特例制度を受けている方

更新ハガキが4月上旬頃に日本年金機構より郵送されます。必要事項をご記入の上、期限までに返送ください。  
※3月下旬以降に承認された方は5月以降に郵送(4月中に前もって申請できます)

●過去に学生納付特例制度を受けた方

将来受け取る老齢基礎年金の金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低くなります。将来受け取る年金額を満額に近づけたい場合、この期間の10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができます(追納制度)

【産前産後期間免除制度】

国民年金加入者が出産する場合、一定期間の保険料が免除されます。免除期間は保険料納付済期間に算入されます。  
免除される期間▼  
単胎：出産予定日(または出産日)が属する月の前月から4か月間  
多胎：出産予定日(または出産日)が属する月の3か月前から6か月間

◆制度改正に関する問合せ

各申請場所▼市民・税務課、福井年金事務所  
申請受付▼出産予定日の6か月前から  
0120・0022・719  
(月～(土)午前9時～午後6時、祝日は除く)

10月からの窓口負担が一部変わります

市民・税務課(市役所1階) ☎88・8102

【後期高齢者医療保険】

後期高齢者医療保険では、令和4年10月1日から、一定以上の所得のある被保険者および同じ世帯の被保険者は、医療費の窓口負担が1割から2割に変わります。(現役並み所得者(窓口負担割合3割を除く)  
2割負担となる方には、急激な負担増や、必要な受診を控えることにならないように、3年間は配慮措置が設けられます。

●窓口負担割合が2割となる方(見込み)

下記の①②の両方に該当するかた  
※令和4年10月1日からの窓口負担割合は、8月頃に福井県後期高齢者医療広域連合で判定します。それまではお問合せいただいてもお答えができませんので、ご了承ください

①世帯内に課税所得額(各種所得控除後の金額)が28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる場合	
②世帯内に後期高齢者医療の被保険者が	
1人の場合	被保険者の年金収入と年金所得以外の合計所得金額の合計が200万円以上
2人以上の場合	被保険者全員の年金収入と年金所得以外の合計所得金額の合計が320万円以上